

関島社会保険労務士事務所便り

2025 年
3・4月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



健康保険料率・雇用保険料率の変更

中小企業の従業員らが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）の令和7年度の都道府県支部の保険料率が改定されました。

令和7度の保険料率はこの3月分（4月納付分）から右表の保険料率になります。40歳から64歳までの被保険者にかかる介護保険料率は全国一律で1.59%となります。

いずれも被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に対する保険料率です。標準報酬月額は、毎年4月5月6月に被保険者に支払った賃金・報酬額によって決まり、賃金・報酬額が2等級以上3カ月変わったときは月額変更が行われます。

協会けんぽの 健康保険料率・介護保険料率（％）

都 県	令和6年度	令和7年度	増減
東京都	9.98	9.91	▲0.07
埼玉県	9.78	9.76	▲0.02
千葉県	9.77	9.79	+0.02
神奈川県	10.02	9.92	▲0.10
全国平均	10.00	10.00	0.00
介護保険料	1.60	1.59	▲0.01

※健康保険・介護保険とも事業主・被保険者折半

なお、組合健保に加入する事業所の保険料率は別途各組合から通知されます。

雇用保険料についても、令和7年度4月から、下表の様に変更になります。

雇用保険料 前年より0.1%(被保険者・事業主 0.05%)減額

	令和6年度			令和7年度			
	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主	計	増減
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000	5.5/1000	9/1000	14.5/1000	▲1/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000	6.5/1000	11/1000	17.5/1000	▲1/1000

4 月から育児に関する新たな三つの制度

1 「保育所に入れない」を理由とした育休期間延長の厳格化

雇用保険から育児休業給付金が支給（6 か月間は 67%、以後 50%）される育児休業期間は、原則として子が 1 歳（配偶者も育休を取得した場合は 1 歳 2 か月）になるまでです。保育所入所困難等の理由がある場合に限り、1 歳 6 か月または 2 歳になるまで延長することができ、

この育休期間延長は、従来、市区町村が発行する「入所保留通知書」等で入所困難と判断されていたため、落選ねらいでの休業期間延長の入所申込が一部にみられていました。

この 4 月以降、休業期間を延長するには、次の書類の提出が求められます。

- ① 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申請書
- ② 市区町村に保育所入所申込を行った申込書の写し
- ③ 市区町村が発行する入所等利用できない旨の通知書（通知書の発行日が 4 月入園の場合は子が 1 歳に達する 3 か月前、4 月以外の場合は 2 か月前まで」となっているため、入所 4～5 月前申し込みが必要です）

2、子が 2 歳までの育児時短就業者に賃金の 10%を支給

育児・介護休業法は、養育する子が 3 歳になるまで 6 時間以下の短時間勤務ができることを定めています。この場合、一般的に給与が引下げられます。そのため、次の要件を満たす方に「育児時短就業給付金」が雇用保険から支給されます。

- ① 2 歳未満の子を養育する育児時短就業者

で、雇用保険の被保険者であること

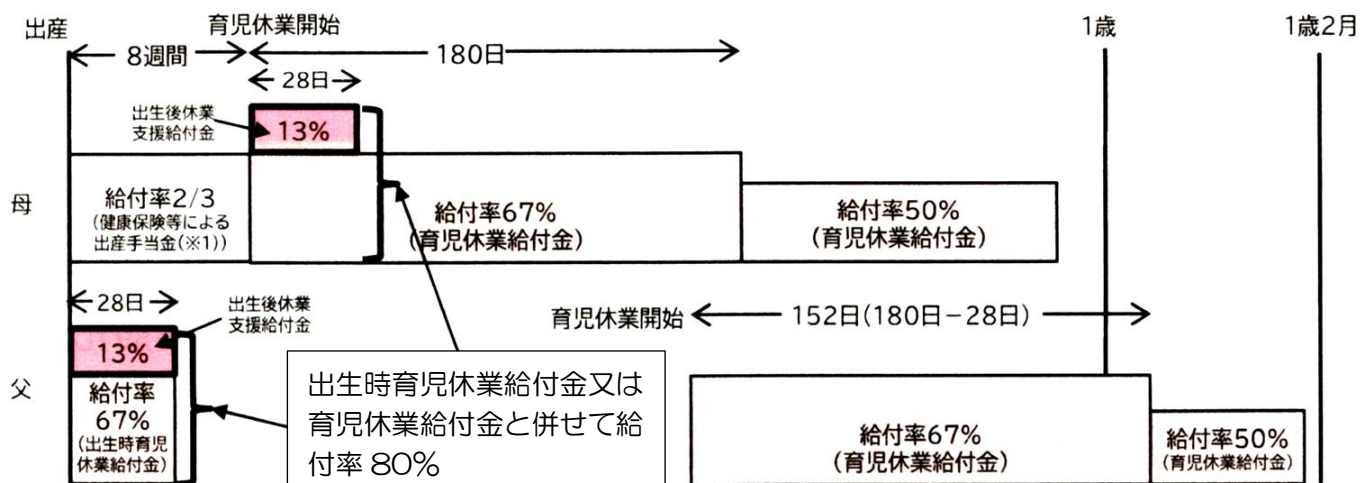
- ② 育児休業に引き続いて育児時短就業を開始していること

支給額は、原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の 10%相当額です。但し、支給限度額を超えた場合は調整があります。

3 「出生後支援給付金」父母ともに最大 28 日間 13%支給

共働き・共育てを推進するために子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合は本人が）14 日以上の育児休業を取得した場合、出生時育児休業給付金

または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大 28 日間支給。給付額は 13%相当額です。この結果、育児休業の給付金は 67%+13%で 80%になります。



退職者から残業時間を教えてと請求されたら どうする？

質問 当社を退職した者から在職中の残業時間を計算したいので、タイムカードの写しを欲しいと請求されました。拒否してよいでしょうか。

使用者としては拒否したいところですが、「使用者として応じる義務がある」とする判例等もあります。特段の理由もなく在職中の労働時間を開示しないことは使用者側に不利に認定される可能性があります。

◆使用者には労働時間把握の義務あり

労働基準法が、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることを根拠に、「労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されており、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録しておくこと」とされています。

労働時間に関する記録そのものは使用者が管理するもので、労働者に開示する義務を負うものではありません。

◆労働時間に関する記録の開示義務

一方、労働者が、未払残業代を請求する場合、労働者側が具体的な残業時間を特定し、立証する義務があります。そのため、使用者が労働時間の開示を拒んだ場合、労働者は残業時間数や未払となる割増賃金額を証明できないという不利益が生じます。

このようなところから、使用者には労基法の規制を受ける労働契約の付随義務として、保存しているタイムカード等を開示すべき義

務を負っていると判断した裁判例（（医）人生会事件・大阪地判平 22.7.15）があります。開示を拒否したことについて判決は、特段の事情があったとは認められず、労働者に精神的苦痛を与えた不法行為に該当するとして慰謝料10万円を認めています。

◆拒否した場合の裁判所の認定方法

残業代未払請求裁判において、使用者が理由なく労働時間の開示を拒否した場合、直ちに労働者の請求が棄却されるものではありません。裁判所が認定する方法により労働時間が算定されることになります。

裁判所は、「合理的理由がないにもかかわらず、使用者が本来、容易に提出できるはずの労働時間管理に関する資料を提出しない場合には、公平の観点に照らし、合理的な推計方法により労働時間を算定することが許される」（スタジオツインク事件・東京地判平成 23.10.25）として算出しており、使用者側に不利な認定となる可能性は否定できません。

従って、使用者としては、労働時間の記録について、殊更に開示を拒むということは、控えた方がよいでしょう。



●「年収の壁」160万円とする与党修正案提示

自民、公明両党は2月27日、所得税の「年収103万円の壁」問題に関し、政府・与党案を修正し課税最低額を160万円に引き上げ、年収850万円以下の所得制限を設ける案について、日本維新の会に賛同を求めた。維新は回答を保留し、週明けまでに党内の意見集約を行う方針。国民民主党は案に反対を表明した一方、政策協議の場は維持する方針。政府は、与党案に維新の賛同が得られなければ、課税最低額を123万円とする予算案と税制改正関連法案のまま成立させる方針。

●2025年度の介護保険料負担 月6,202円

厚生労働省は2月20日、25年度の介護保険料について、40～64歳の人は平均で1人当たり月6,202円の負担になるとの推計を公表。前年度より74円減少となった。65歳以上の保険料は、24年度からの3年間は平均6,225円で過去最高となっている。

●報復に罰金 公益通報者保護法改正案

公益通報者保護法の改正案で、公益通報への報復として解雇や懲戒を行った事業者には罰金（3,000万円以下）を科すほか、処分を下した担当者にも刑事罰（6カ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金）の対象とすることがわかった。国や地方公共団体の場合も担当者に同等の刑事罰を科す。また、懲戒処分などの取消しに関する民事訴訟における立証責任を、通報から1年以内に出た処分に限り事業者側へ転換する。（2/20）

●公共工事の労務単価 3月発注分から6%引上

国土交通省は2月14日、国や自治体が公共工事を発注する際に使う公共工事設計労務単価

を、2025年度は前年度から平均6.0%引き上げることを発表した。13年連続の引き上げで、3月以降に発注する工事から適用される。これにより、全51職種の全国平均（1日8時間）は過去最高額の2万4,852円となる。

●24年の実質賃金前年比0.2%減（2/5）

厚生労働省は2月5日、2024年の毎月勤労統計調査（速報）を発表した。実質賃金は前年比0.2%減で、3年連続のマイナスとなった。名目賃金は賃金や賞与の引き上げにより、月平均で前年比2.9%増となったが、消費者物価指数は同3.2%の上昇で追いつかなかった。マイナス幅でみると、23年の2.5%から改善した。

●パートの厚生年金加入 4段階で実施か

厚生労働省は1月29日、自民党の会合に、パート労働者の厚生年金加入要件のうち、企業規模要件の撤廃時期を2035年とする案を示した。24日の会合で示した2029年からとする案に、自民党内から中小企業の負担増に懸念の声が出て、先送りした。また、対象拡大は2段階ではなく4段階で進め、「27年10月から36人以上」、「29年10月から21人以上」、「32年10月から11人以上」、35年10月に完全撤廃とすることで時期を遅らせる案とした。今通常国会に提出予定の年金改革法案に盛り込む方針。

●2025年度の公的年金支給額 1.9%引上げ

厚生労働省は1月24日、2025年度の公的年金支給額を発表した。物価や賃金の伸び率を反映し、24年度から1.9%引き上げられる。増額は3年連続。「マクロ経済スライド」も3年連続で適用されるため、引上げ率は賃金の伸びを0.4ポイント下回る。（1/24）